

社会保険労務士

ALL たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832
 柏市北柏3-5-4日暮ビル6F
 電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284
 e-mail:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

平成 26 年分の年末調整で 注意したい改正ポイント

◆今年気をつけるべき ポイントは？

今年の年末調整では、申請様式や税法そのものの大きな改正はありませんが、国民年金法の改正により、4月1日から保険料を2年前納できるようになったことを受け、この前納制度を利用した場合の社会保険料控除の方法を押さえておく必要があります。

また、10月20日から、自転車・マイカー通勤している人の通勤手当の非課税制度が改正され、4月1日以降に支給した通勤手当について精算が必要となりますので、注意が必要です。

◆2年前納した保険料の 社会保険料控除

前納制度を利用した場合、納付した35万5,280円全額が控除対象となり、(1)納付した保険料全額を納めた年に控除する方法、(2)各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法のいずれかを選択

して申告します。

(2)による場合、日本年金機構から送付される社会保険料控除証明書の他に「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」を作成し、併せて提出する必要があります。

この明細書は日本年金機構のホームページからダウンロードでき、年金事務所に申し出て入手することもできます。

また、この場合、平成28年3月分までの保険料を納付することとなり、3年にわたって分割して控除を受けることとなりますので注意が必要です。

◆通勤手当の非課税限度額の 改正

10月20日より自転車・マイカーを利用して通勤している人の通勤手当の非課税限度額が引き上げられ、4月1日以降に支給した分から適用されることとなったため、対象者の課税額を年末調整の際に精算する必要があります。

また、年の中で退職した

人については、すでに源泉徴収票を交付済みで、これらの人は確定申告によって精算することとなりますが、4月1日以降に支給した通勤手当がある場合、改正後の非課税限度額に基づいて「支払金額」を訂正し、再度源泉徴収票を作成のうえ摘要欄に「再交付」と表示して再交付する必要がありますので、注意が必要です。

「高齢者雇用」の実態は どうなっている？

◆9割以上が高齢者雇用 確保措置を実施済

厚生労働省が、「高齢者雇用確保措置」の実施状況などをまとめた、平成26年「高齢者の雇用状況」（6月1日時点）の集計結果を発表しました。

高齢者雇用確保措置を実施済の企業の割合は98.1%（14万3,179社）で、雇用確保措置が未実施である企業の割合（1.9%）を大きく上回りました。

企業規模別に見ると、大企

業では 99.5% (1 万 5,015 社)、中小企業では 98.0% (12 万 8,164 社) となりました。

◆約 8 割が「継続雇用制度」を導入

雇用確保措置の内訳を見てみると、雇用確保措置実施済企業のうち、「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業が 2.7% (3,850 社)、「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業が 15.6% (2 万 2,317 社) だったのに対し、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 81.7% (11 万 7,012 社) と、高い比率を占めました。

◆希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 71.0% (10 万 3,586 社) となり、中小企業では 73.2% (9 万 5,755 社)、大企業では 51.9% (7,831 社) でした。

70 歳以上まで働ける企業の割合は 19.0% (2 万 7,740 社) で、中小企業では 19.8% (2 万 5,960 社)、大企業では 11.8% (1,780 社) となり、中小企業のほうが取組みが進んでいることがわかりました。

◆雇用確保措置の定着に向けた今後の取組み

上記の結果を受け、同省では、雇用確保措置の定着に向けた取組みとして、雇用確保

措置が未実施である企業 (31 人以上規模企業) が 2,723 社あることから、都道府県労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図るとしています。

また、生涯現役社会の実現に向けた取組みとして、少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65 歳までの雇用確保を基盤として「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発等に取り組むとしています。

12月の税務と労務の継続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納

付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

